

# 子どもの心のケアにおける学校の可能性と課題

## —不適切な養育の中の子どもを中心に—

中尾正彦

(東海学院大学人間関係学部子ども発達学科)

### 要 約

近年、子どもが巻き込まれる自然災害や事故、事件等が多発しており、子どもの心のケアの必要性が叫ばれている。このような非日常にとどまらず、いじめや不登校、暴力行為等の生徒指導上の調査結果をはじめ、発達障害や児童虐待、貧困問題等の視点一つ取ってみても（これらは絡み合っているものの）、日常的に多くの子どもたちはストレスフルな学校生活を送り、心のケアを求めているのではないだろうか。学校は、学校保健安全法において、「健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行う」ことが規定され、さらに必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うことが追記されている。子どもの心のケアに取り組むためには教職員の応答性や感性が必須であるが、学校は子どもの心のケアに取り組むシステムを持ち、各教員がそれに見合う十分なゆとりと心身ともに健康な状態にあるのだろうか。そもそも「日常的な観察」によって、子どもの心身の状況を把握できるほど子どもたちはわかりやすいHELPばかりを出してくれるのだろうか。さらに、経済格差や貧困家庭、精神疾患の増大等のデータを見る限り、心のケアが必要なのは子どもにとどまらず、その元になっている保護者も対象ではないか。子どもを支援するだけでは隔靴搔痒の感さえる。このような状況の中、今日的な教育問題として、不適切な養育の中の子どもを中心とした「心のケア」の視点から、学校に求められる支援、その可能性と課題について検討した。

キーワード：心のケア カウンセリング いじめ マルトリートメント

### 1. 子どもを取り巻く環境

子どもが巻き込まれる自然災害や事故、事件等が多発している印象である。大規模地震をはじめ豪雨や台風、酷暑、豪雪などの自然災害及び感染症や交通事故、凶悪事件によってかけがえのない人命が犠牲になり、建物等損壊の被害及び人や社会のつながりの崩壊も合わせ、人々ひいては子どもたちの日常生活を脅かしている。この状況から、中央教育審議会答申（2008）を経て、学校保健安全法（学校保健法から名称変更.2009）の中に、健康観察や保健指導、必要に応じた医療機関等その他の関係機関との連携について明記し、学校における子どもの心身の健康問題の早期発見及び早期対応を図ることが期待されている。

日常的な課題に視点を変えれば、かつて、中尾（1995）は当時社会問題化し始めたいじめ問題について、「この問題の解決のためには、子どもの発達過程の中での『いじめ』問題をとらえなおすとともに、学校内外を問わず、『いじめ』を生み、それを深化、拡散していく抑圧の構

図について真摯に読み開いていくことからはじめなければならぬ」として、図1のような子どもを取り巻く環境と子どもの対応を示した。そして、「この3つのタイプはそれぞれ表出する現象は違って見えるが、子どもが自らを守る対応（＝防衛行動）をしているという面では、同じである」と分析し、子どもの世界にある「いじめ」や「不登校」、「過剰適応」等は同種の生きづらい環境にある、違った表象と説明している。子どもは、社会や地域の環境の影響を受けつつ、家庭での養育環境や人間関係等を土台に、学校生活をおくることになる。いじめ、不登校等は学校で表出する課題であるが、学校状況とともに子どもを取り巻く環境を包括的に見直す必要がある。特に家庭状況については項を改め詳述する。もちろん、いじめや不登校等の原因は家庭にあるということ述べようとするわけではない。

日本学校保健会の調査（2018）によると、養護教諭が心身の健康問題のために健康相談等で継続支援した学校の割合は全体で68.9%（小学校60.1%、中学校79.2%、

## 子どもの心のケアにおける学校の可能性と課題

<p style="text-align: center;"><b>【家庭状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○核家族と少子化</li> <li>○愛情抑制と放任・放置、虐待</li> <li>○「学校化」と過保護、過干渉</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>【地域状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自主的な遊び集団の喪失</li> <li>○大人から管理された子ども集団</li> <li>○地域の人との関わり合いの減少</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>【社会状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○受験競争の早期化・激化</li> <li>○マスメディアの氾濫</li> <li>○モラルの低下、私事化</li> <li>○経済的不安、経済格差</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>【学校状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○能力主義と序列化</li> <li>○管理主義と同調化</li> <li>○形式的・対処療法的指導</li> <li>○弱くなった自治の指導</li> </ul>
<p>このような状況の中で、子どもたちは心理的にも身体的にも不安定な状態に追い込まれている。自分の能力への自信のなさ、集団場面での激しいプレッシャーやストレス、対人関係での交わり能力の著しい疎外状況などがもとで、学校が生活しにくい場所になり、人との交わりにおいて心の葛藤が始まり、徐々に次のような3つの対応を表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「荒れ」（いじめ、非行、反抗、暴力、ムカつき、パニック、性犯罪など）</li> <li>●「閉じこもり」（緘黙、不登校、一人遊び、あきらめ、孤立、無気力など）</li> <li>●「適応過剰」（指示待ち、優等生的な子、過敏、過覚醒、代理状態など）</li> </ul>	

図1 子どもを取り巻く環境と子どもの対応

高等学校 91.4%) に上り、中でも保健室登校の学校の割合は全体で 34.0%と三分の一強の学校で保健室が居場所(心のケア)としてなくてはならない状況になっている。また、養護教諭が把握した心の健康に関する主な事項は、「発達障害(疑いを含む)に関する問題」が最も多く、次いで「友達との人間関係に関する問題」、「家族との人間関係に関する問題」、「いじめに関する問題」となっている。子どもからの健康相談では、「身体症状」が最も多く、次いで「友達との人間関係」「漠然とした悩み」「家族との人間関係」となっている。保健室に来室した主な背景要因として、「主に心に関する問題」が「主に身体に関する問題」より多いことが特徴であり、心の問題が身体症状として表れていると考えられる。なお、「過敏気候群」や「過敏性腸症候群」など心身症や精神疾患に関する問題が、年齢が上がるとともに増加傾向にあることもこの調査によって明らかになっている。これは、かかる負担に対する、子どもの反応や表れ方の違いと捉えられる。

最新の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」(文科省, R2.10.22 公表, R元年度版)によると, ①暴力行為の発生件数は 78,787 件, 児童生徒 1,000 人あたりの発生件数も 6.1 件あり、いずれも前年度より増加している。小学校の発生件数が大幅な増加傾向にあり全体を引き上げている。②いじめの認知件数は 612,496 件, 児童生徒 1000 人あたりの認

知件数は 46.5 件, 重大事態の発生件数は 723 件であり、これら全て小・中・高・特支の全学校種で増加した。③小・中学校における, 不登校児童生徒数は 181,272 人, 不登校児童生徒の割合は 1.9%であり, 小・中学校ともにいずれも増加した。④小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は 317 人であり, 高かった昨年度に比して全学校種とも減少したが, 依然高止まりしている等, 深刻な実態と様々な課題が報告されている。

一方で, 厚生労働省の調査(2019a)によると, 全国の児童相談所が 2018 年度に対応した児童虐待の件数は 159,838 件で, 前年度より 19.5%も増えている。毎年過去最多を更新する背景として, 虐待する親が単に急増したと見るよりは, 社会や価値観の変化とともにこれまで見過ごされてきた親子関係について「虐待にあたるのでは」という意識が広く浸透してきたことも一定関与していると思われる。それは, 加害者側である保護者も生きづらい社会の中にいる表れであるとも言えるだろう。

虐待の実態としては, まず種類別では, 「心理的虐待」が最も多く, 全体の約 55.3%を占めている。以下, 「身体的虐待」が約 25.2%, 「ネグレクト(育児放棄)」が約 18.4%, 「性的虐待」は約 1.1%である。ただ, 統計上は一つの虐待事例について 1 種類の虐待種別でカウントされるので, 単純な比較はできない。多くの事例で, 複数の虐待種別を受けている実態は想像に難くない。次に, 主たる虐待者の内訳は, 「実母(47.0%)」が最も多く,

次いで「実父(41.0%)」となっている。「実の父母」で9割近くを占めるのは例年変わらないが、「実父」の割合が年々上昇しているのが近年の特徴のようである。「継父母(6.3%)」の件数や割合は低いが、発生率では高くなる。特に不安定な婚姻状況は虐待リスクが極めて高めである。「その他(5.7%)」は祖父母、叔父叔母等である。さらに、虐待相談の相談経路は、警察等、近隣知人、家族、学校等から通告が多くなっている。他に、発見しやすい関係(近隣知人、家族、学校等)からの通告をはじめ、様々な所から通告・相談が行われている。なお、虐待による死亡事例は例年50件以上あり、週に1件の割合で幼い子どもが命を落としていることになる。

このように、災害等への対応は重要課題であるが、日常的な子どもの心のケアを軽視してはならない。

## 2. 不適切な養育問題

### (1) しつけと虐待

第820条:親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。  
 第822条:親権を行う者は、(第820条の規定による)監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。(※下線は筆者による)

上記は民法の規定である。2012年の改正で「子の利益のために」が挿入され、子の監護及び教育並びに懲戒する際の目的や基準が示されたことは価値あるものだった。しかし、今なお親権者の考えのままに懲戒できると受け取られる可能性があり、児童虐待で逮捕された親権者の中に、「しつけのためだった」と虐待を否認する者がいるのが現実である。(第822条の見直しは検討中である。児童虐待防止法と児童福祉法は前年の改正により、親権者の「体罰禁止」が盛り込まれた。2020.4 施行)

たしかに、虐待としつけの明確な線引きは難しいが、一応の目安として、「子の利益のために」は次のようにとらえられる。①その行為は、親権者のため、あるいは親権者のストレスの発散のためではない。②その行為は、子どもの年齢や発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されている。③その行為は、子どもの年齢や発達に沿っており、子どもが適切に行動する力を伸ばすことにあり、良好な人間関係を築くようになる。

なお、厚労省のHP(体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～)のリーフレットの中に「しつけと体罰はどうちがうの?」という点で以下

の内容が示されている。(厚生労働省.2020a)

- ・しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。
- ・そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と第一条に明示した「児童福祉法」が制定されて73年が経つ。これは子どもに関わる基礎基本となる法律で、改正を度々重ねながら、より子どもの人権を重視する方向になっている。(2016年の改正で「児童の権利に関する条約」の精神を明文化し、児童福祉の理念がより明確化された。)また、「児童憲章」が定められて69年になる。さらに、「児童の権利に関する条約」の批准から26年という長い時間が経った。その他にも、「児童虐待防止法」をはじめ、貧困問題や教育・保育の保障など種々の対策が制度化されてきた。それでも子どもの人権を害する事案が後を絶たず不適切な関わりが起こる背景には、子どもも人権の主体であり、一人の人間として尊重する意識(子どもの他者性)が甚だ不十分であり、法の精神が絵に描いた餅になっていると受け取られても仕方ない現実がある。

### (2) 児童虐待とマルトリートメント

児童虐待という言葉が一定定着しつつも、今なお身体的虐待のようなケガやあざが生じるようなイメージが持たれたり、そのために要支援の心理的抵抗感を生じてしまったりしている。また、法律に明記されるような児童虐待に該当するにしても、通報の必要性までは感じない事例とか、そもそも適切な養育とは思えないが児童虐待なのかどうかも判断しづらいなど、制度上の児童虐待にはさまざまな課題がある。

このことから、虐待の積極的な予防及び早期発見・早期対応を目的とした場合には、「マルトリートメント」(文科省.2007)の考え方が有効と考えられる。マルトリートメントとは、欧米で既に一般化していて、制度上の児童虐待より広い概念で、「大人の子どもに対する不適切な養育」と訳されている。表1のように、社会的介入のレベルとして3つに分類されている。制度上の児童虐待は、ここではイエローゾーンとレッドゾーンに当たる。

表1 マルトリートメントとその対応

レベル	対応		
レッドゾーン	・親子分離 ・専門機関で対応	要保護	子どもの命や安全を確保するために、児童相談所が強制的に介入し、子どもを保護するレベル
イエローゾーン	・保護的、治療的援助 ・関係機関と連携して対応	要支援	重度化、深刻化させないために、市町村や児童相談所等の専門機関をはじめ、児童委員などの関係機関等と支援のセーフティー・ネットワークを形成し、子どもの安全・安心を見守りつつ、保護者の支援を行うレベル
グレーゾーン	・予防的個別援助 ・関係機関と情報交換しつつチームで対応	要観察 要支援 要啓発	法的な虐待とまでは判別しにくい、不適切な養育と考えられる状態。関係機関への情報提供とともに、子どもの状態や家庭の状況を観察しながら、適切な支援をしつつ、虐待への深刻化を防ぐためにチーム支援を開始するレベル
(適切な関わりグループ)			

※文部科学省(2007)「養護教諭のための児童虐待対応の手引」を改編

グレーゾーンだから子どもへの影響は小さいとか、レッドゾーンだから影響は大きいとか、ゾーンの違いだけで判断することはできない。レッドゾーンの中にも安定的な生活を送れる子どもがいる一方で、グレーゾーンの中に不適応な生活を引きずってしまう子どももいる。

### (3) マルトリートメントの要因

児童への虐待(制度上の児童虐待にとどまらず、ここではマルトリートメントとして“広義の虐待”を意味する。以下同様)が起こる要因として、「親」「関係・環境」「子ども」の3つに分けて考察する。

#### 1) 親の要因

##### ①体罰の有効性の信頼

「家の手伝いをしなかったので、親から何発かビンタされたが、ケガやあざは生じなかった」

「宿題をしていなかったので、夕食を与えなかった」

たとえば、これらのような事例は多くの人が虐待だと判断するが、通報の必要性となると大幅に減少するのが実態である。親は、体罰を与えないと子どもはサボってしまうとか、口で言うより叩いた方が伝わりやすく即効性があるとか、クドクド言うより一発叩いた方がより教育的等の認識を持ち、子どもに言うことをきかせる方法(あるいはしつけ)として体罰を利用してしまふ。体罰は子育てに有効とする一部の学説とともに、自身の幼少期の体験とも重なっている場合が多く、人権意識をマヒさせやすく、また自身のストレス解消になる場合もあり、時として常習化と強度化を生むようになる。

##### ②家事や養育スキルの乏しさ

「夜中、幼い子どもを家に残して、親は朝まで遊び(飲み)に出かけていた」

この事例も上記と同じように虐待だと多くの人は判断するが、通報の必要性となると子どもの年齢や状況にもよるが大幅に減少してしまうのが現実である。家事(炊事、洗濯、掃除などの)スキルを獲得せず、あるいはスキルはある必要を感じず例えばゴミ屋敷化している家庭もある。基本的な生活習慣(食事、睡眠、清潔等)を身につけるよりも手軽な楽しみや癒しを求め、中には子どものケアより自分のケアを優先する場合もあり、深刻なネグレクトを生むことになる。実家や親族との関係が疎遠になって頼る人が存在せず、経済的な困難とも重なった場合、スキル向上に向かう精神的エネルギーは充填しにくい。

##### ③精神疾患や何らかの心的外傷

親の精神疾患(発達障害等も含む)や不安定な精神状態のために、加害の意図はなくとも子どもの安全基地になれないばかりか、子どもの安全を脅かす存在になる場合がある。精神疾患等により、そもそも子どもの気持ちや思いを想像することが困難であったり、あるいは親自身が安全・安心を求める状態にあたりして、子どもへの感受性や応答性に乏しい状態の場合がある。精神疾患にしばしば併存する易怒性も日常的にある中で子どもは親の顔色を伺うことに終始したり、親の親代わり(子どもが親のネガティブな感情を聴き取るカウンセラー的な役割)になったりすることもある。また、いわゆる「産後うつ」を経験する女性が相当数あることがわかっており、

乳児期における重要な視点の一つになっている。

#### ④被虐待体験

虐待の連鎖は言われて久しいが、それでも3分の2の被虐待児は自分が親になった際に通常は虐待しないというデータがある。ただ、ストレスが高まったときはその半数が虐待してしまうとも見積もられている。また、それに関連し、親の愛着タイプと子どもの愛着タイプが高い確率で一致するという研究結果もある。岡田(2018)は、「親から安定した愛情を受けられず、その親に対して不安的な愛着を示す人では、わが子に対しても、不安定な愛着を示しやすく、その子どももまた不安的な愛着を抱えやすくなる」という研究結果を照会している。

#### ⑤望まない妊娠

意図しない望まない妊娠であっても、妊娠期間中にさまざまな関わりや体験の中で母性が獲得され、望まれる新しい生命の誕生に変化していくことが多いが、中には望まない出産へと気持ちが続く場合がある。そうした親の中には育児に無関心だったり、子どもを馬鹿にするような発言を繰り返したりすることがある。望まない出産の場合の特異な例としては、時折衝撃的なニュースが報道されることがあるが、生まれた日に産み落として殺されるという事例も起こってしまう。虐待で死亡する子どもで最も多いのはこの事例である。

#### ⑥自己愛的傾向(自己愛性パーソナリティ)

親の自己愛的パーソナリティに関わって、岡田(2016)は次のように述べている。

「今は、ごく一般の家庭でも虐待が起きやすくなっている」として、心理的に支配している親の例をあげている。それは、「親側の基準や期待を一方的に子どもに押し付けて、それに応えたら『良い子』と評価するが、応えられなかったら『悪い子』とみなして罰を与えるという構造」になっているという。すなわち、「これは一方的なコミュニケーションに陥った状態であり、安全基地の条件である応答性、つまり、子どもからの反応を受け止めながら、相互的なやりとりを重視して物事を進めていくということからも、また、相手を評価せずにありのままの存在を肯定的、共感的に受け止める、ということからも外れている。相互性を欠いた一方的な押し付けと、評価に縛られた子どもは主体性を奪われるばかりか、逃げ場所を失ってしまう。家庭は、安全基地とは正反対の『危険基地』や『強制収容所』となってしまう」と説明している。

このような応答性や共感性、感受性といった相互交流

が困難な、自己中心性のパーソナリティを持つ親の場合、その特性から婚姻関係や周りの人間関係も一方的で攻撃的になりやすく、DVや周りを困らせるハイリスク要因と言える。

## 2) 関係・環境の要因

### ①親子のアタッチメントの弱さ

親子のアタッチメント(愛着)については、全体を包括するような根本的な問題である。岡田(2011)は、「人間が幸福に生きていくうえで、もっとも大切なもの—それは安定した愛着である」と述べている。そしてそれは「人格のもっとも土台の部分形を形造っている」とし、「対人関係や愛情生活だけでなく、仕事の仕方や人生に対する姿勢まで」大きく影響するとも述べている。何らかの理由で親子に安定した愛着関係が形成されないとき、虐待のハイリスク要因になるとともに、最悪な悪循環を形成することになる。

また、アタッチメントにはオキシトシンというホルモンが関係していることがわかっている。岡田(2018)はアタッチメントの生物学的な仕組みとして、「社会性を高め、目を合わせたり、親密な感情を抱いたり、困っている人をやさしく助けたり、寛大に相手を許したりすることにも、またストレスや不安を軽減し、落ち着きを高め、じっとしていられること」にもオキシトシンが関係していること、また「幼いころの環境によって、(中略)オキシトシンの働きに大きな差が見られることが」わかり、「養育環境の影響が生物学的にも裏づけられるようになった」と報告している。親子のアタッチメントの弱さは虐待をはじめ、人生において大きな影響を与えていることが示された。

### ②不安定な婚姻状況

配偶者からのDVは心理的虐待として法的に位置づけられたが、DVかどうかの判断が困難な場合も多い。夫婦間の葛藤が子どもの育ちに有意に影響することはわかりやすい事例だろうが、外からは不安定な婚姻状況がわかりにくい場合も多々ある。よき夫婦、よき父母(少なくとも“悪い親”ではない)を演じている場合もあるからである。夫婦関係の不安定さで、両親あるいはいずれかの親の態度や気分が大きく変動し、子どもは愛着パターンに混乱を来してしまう。また、結婚(内縁関係含む)や離縁を繰り返すなど不安定な婚姻状況が見られる場合も、親が安全基地としての役割を十分果たせないために子どもは心に傷を負ってしまう。

### ③経済的な困難やひとり親家庭

経済的困窮それ自体は子どもにとって何ら悪影響を及ぼすものではないだろうが、感受性や応答性の高い親でさえも養育からゆとりを奪ってしまうため、虐待のハイリスク要因の一つと言える。また、子どもの教育機会や心身の健康発達の貧困を作り出す可能性にもつながる。

ちなみに、厚生労働省(2019b)「国民生活基礎調査」で、およそ「子ども7人に1人」が貧困状態にあり、先進国でつくる経済協力開発機構(OECD)の平均を上回り、我が国は貧困対策で遅れを取っているという。

ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により経済面や精神面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内での養育等が十分に行き届きにくいと言われている。特に母子家庭の貧困率は高い(厚生労働省, 2020b)。父子家庭の貧困率は高くはないが、子どもへの日常生活の支援や養育は、母子家庭以上に行き届いていない面が多く指摘されている。

### ④人間関係が疎遠、地域での孤立

不適切な養育家庭は、実家や親族との関係が疎遠になっている事例が多い。何らかの事情で実家等に頼れなかったり、頼っても応答や援助が受けられなかったりしている。地域で孤立している場合が多く、相談機関や関係者との接触も拒んだり、接触しても継続が困難だったりする。回避性パーソナリティの側面が見受けられる場合もあるが、人間関係が継続できないための引っ越しをする場合もある。

## 3) 子どもの要因

子どもの要因とは、マルトリートメントの原因が子どもにもあるという意味ではない。

### ①未熟児や慢性疾患

未熟児で生まれたり慢性疾患を持つために、溺愛されて自立の機会を奪われたり、反対に他の子どもに負けなように厳しく育てられたりする中で、子どもの主体性と尊厳が剥奪されることが起きている。また、本人でなく、きょうだいに未熟児や慢性疾患等がある場合には、「いい子」として手のかからない子どもを演じたり、「忘れ去られた存在」になったりする可能性がある。

### ②発達障害や発達の遅れ

子どもや障害者、高齢者、女性など弱者が虐げられてきた事例は歴史的にも枚挙に暇がない。特に、発達障害や軽度の知的障害のある子どもの場合、その困難性や特徴のわかりにくさから、支援よりも叱責や罵倒等の罰の対象になることが多い。アタッチメント障害者の25%を

自閉スペクトラム症(ASD)のある人が占めるというデータもあり、発達障害(特にASDとADHD)は虐待のハイリスク要因といていい。かつて、ASDは脳機能の不全ではなく、育て方の問題として捉えられたことがあるが(そのために自閉症は情緒障害とみられていた)、それは裏を返せば、育て方が大変困難であるということを表している。なお、ASDやADHDの中に強度の行動障害がある子どもがいるが、いずれも虐待やいじめなどの迫害体験が認められている。

### ③育てにくい傾向や悪感を抱く子どもの特徴

なかなか寝付かない、すぐに目が覚める、すぐに泣いたりぐずったりする、長泣きする、食べ物の好き嫌が多い、懐かない、いたずらが多い、モノをよく壊す、ウソをつく等々、挙げたらきりが無いが、親にとっていわゆる「困ったことばかりする子」の状態である。他の子どもを見聞きする中で比較し、我が子の状態に余計に苛立つこともある。我が子は我が子、我が子なりの発達をすればいいが、情報化社会や核家族化等の中で悩み苦しんでいる養育者は多い。また、子どもの性格が自分に似ているとか、離婚した相手の顔やイヤなところに似ているとか、気に入らない性格などの理由で嫌悪感を抱き、子どもを好きになれないと訴える養育者が少なからず存在する。きょうだい間で差別的な扱いをする場合もある。養育者自身の感覚やこだわりも関係していると思われる。

さて、これまでさまざま要因を考察してきたが、たとえこれらが重なったとしても必ずしも虐待が起こるわけではなく、養育者が虐待する(してしまう)ことを説明できる確実な要因というものはないと思われる。ただ、養育者自身が子育てを含め生活することに追い詰められていることが、これらの要因から想像することができる。子どもにとって安全・安心な養育環境は子どもの発達に必要な条件であるが、養育者にとっても他者や地域・社会から十分に応援され、守られる安全・安心な生活環境がなければ、現代の子育ては非常に困難な状況にあると言えるだろう。どの家庭でも児童虐待は起こりうるのが現在の社会状況でもある。そのことを踏まえて学校に通ってくる子どもを捉えるとともに、その背後の保護者を理解する必要がある。

### 3. 被虐待児に見られる気になる事象

「児童虐待防止法」第1条には、児童虐待が子どもに与える影響について端的に述べてある。

この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。（下線は筆者）

以下、子どもの心身の成長及び人格の形成にどのような影響を与えるのか概観したい。

#### （1）児童虐待がもたらす精神病理

児童虐待がもたらす精神病理としては、米国精神医学会の診断基準である DSM-5 で次のように「反応性アタッチメント障害／反応性愛着障害」と「脱抑制型対人交流障害」が位置づけられている。反応性アタッチメント障害とは、「苦痛なときでも、めったにまたは最小限にしか安楽を求めない」あるいは、「反応しない」と状態になることであり、「他者に対する最小限の対人交流と情動の反応」や「制限された陽性の反応」など対人交流と情動の持続的な障害がみられる。脱抑制型対人交流障害とは、上記とは正反対のような「見慣れない大人に積極的に近づき交流する」という特徴を表す。両者とも「心的外傷およびストレス関連障害群」のカテゴリに属していて、有病率はいずれも「極めて稀」となっている。

ちなみに、DSM-IV(TR)までは、両者とも「幼児期または小児期早期の反応性愛着障害」の中の2つのタイプ（抑制型、脱抑制型）として位置づけられていた。つまり、これまでの医学上の愛着障害には2つのタイプがあったが、現在は後者の「脱抑制型」は愛着障害から外されている。これについては、例えば、前者の「抑制型」が愛着に関わるケアプログラムが有効に働き明らかな改善がみられるのに対して、後者の「脱抑制型」はそれに対する改善が見られなかったことが一つの分離要因となったようである（山下,2019）。両者とも不適切で不十分な養育を主とする障害ではあるが、発症プロセスとメカニズムの違いが見られる（脱抑制型はアタッチメント形成過程とは異なる発達経路にある）など様々な論議が続いているところである。

#### （2）不適切な養育環境がもたらす事象

不適切な養育環境の中で子どもが見せる問題事象、気になる事象は、上記の精神疾患レベルに至らずとも種々様々である。

以下、厚労省（2018）『「要支援児童等」の様子や状況例』を参考に事象をあげてみよう。

##### 1）精神的に不安定

警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を上げただけで顔や頭をかばったり、否定的な表情や怒りの表情に対する感受性が高く、他の人のことでも敏感に反応したりする。また、過度に緊張し、教員と視線が合わせられないとか、教員の顔をうかがう等、接触を避けようとしたりする。あるいは、突然（子どもなりの理由はあるのだが周りにとってはそう見える）、表情や目つきが一変し、恐怖や悲しみ、苛立ちの感情を表出することがある。さらに、そうした気になる状況に対する指導の（叱ったり、言い聞かせたりする）際、心ここにあらずの状態（解離）が生じることがある。

##### 2）反応の減退、孤立、自己否定

日常生活において、表情が乏しかったり、ボーッとしたりして反応が少なく、何事にも自信がなく、意欲を見せず、やり始めても集中が続かない状態が見られる。たとえ、意欲を喚起しようと誉めたり、励ましたりしても、自分の世界に入って夢をみているようにも見え、反応は少ない。休み時間になっても、その状態は余り変わらず、友達と一緒に遊ぶことは望まずに、孤立しがちになる。何かをきっかけに固まって反応しない、動かない場合（場面緘黙）があり、その際に支援しても逆効果の場合が多く、時に机の下や狭い所に入り込むことがある。

##### 3）多動性、衝動性、攻撃性

落ち着きがなく、他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなり、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。教員（特に優しくそうな人）に対して何かをきっかけに反抗的で（きっかけと攻撃性の大きなアンバランスを感じる状態）、暴言を吐くなど対応に苦慮することがある。一端キレてしまうと教師の指導でもなかなか制止できず、落ち着くまでに時間がかかる。また、時として高い所に登るなど危険を伴う行動をしたりする。ADHD等の発達障害がある子どもにも同様な状態が見られるときがあるが、例えば、学校以外の場所ではどうか。落ち着いているときと、落ち着きがないときがある等、むらがあるかどうか。休み明けや時間帯によって多動性、衝動性、攻撃性の差があるかど

うか。あるいは、注目されたいとか、相手にしてもらいたいなど注目を求めるような多動性、衝動性、攻撃性かどうかといった視点等からその判別を考えたい。

#### 4) 気になる不自然な行動

教員を独占したり、用事がなくても側にいたり、スキンシップを求めたりする。何かと理由をつけて家に帰りがたらない場合もある。必要以上に丁寧な言葉づかいや挨拶をすることがある一方で、甘えや愛情欲求がエスカレートし、それに応えないと態度が豹変したりもする。時には、自作自演の事件（物がなくなったり、嫌がらせを受けたり等の匿名の事件が多い）を起こして、被害者や発見者を装うことがある。それとともに、ウソや空想的な言動を繰り返したりする。想像上の友達 (Imaginary friend) が出現する場合もあるが、これらへの対応の在り方によっては信頼関係を壊してしまうことにもつながりかねない。さらに、痛そうなケガをしても泣かないし余り痛がらなったり、反対に小さなケガでも手厚い治療を求めたりする。場合によっては、チックや爪かみ、指吸い、過度なモノいじり、奇声、音を立てる、急な吃音が始まる等の行動化、身体化が見られるようになる。

#### 5) 反社会的な行動

小学校中学年以降を中心に、深夜徘徊やプチ家出をしたり、金銭の持ち出しや万引きなどの非行問題を現したりする場合がある。また、SNS を利用した異性との性的な問題や薬物乱用、リストカットなど自らの健康を故意に損なうような行動を起こすこともある。自分の心の傷や葛藤、孤独感等を自分の身体でコントロールしたり、刹那的で歪んだ心のケアの方法で処理したりしようとする行為である。

#### 6) 保護者への態度

保護者に不自然に密着したり、保護者の顔色を伺い、意図を察知する行動をとったりする。また、保護者といるとオドオドし落ち着きがないが、保護者が離れると安心した表情になるなどは分かりやすい表出である。

#### 7) 姿勢や身なり、衛生状態

姿勢は崩れやすく、机にうつ伏せになったり、床に寝転んだりする等だらしなく感じる仕草をする。身なりとして、靴下や上履きを脱ぎ裸足になったり、フードや帽子を被ったり、タオルや上着などで顔を覆うこともよくある。また、季節にそぐわない服装をしたり、身体や衣服の不潔感、洗髪していない等の汚れ、におい、爪が伸びたまま、歯の汚れや虫歯等の気になる衛生上の問題があったりする。

#### 8) 基本的な生活リズム

友達に食べ物をねだることもよくある。食べ物への執着が強く過度に食べたり、反対に極端な食欲不振が見られたりすることがある。また、不定愁訴、繰り返す腹痛や頭痛などがあつたり、睡眠の問題（夜驚、悪夢、不眠、夜尿など）が起こったりする。スマホやゲーム依存等での基本的な生活リズムの乱れと相まって、体調不良による欠席、遅刻、早退等が起きたりする。

不適切な養育環境の中にある子ども（アタッチメント行動が満たされなかった子ども）は、心身共に安全感・安心感を受けられなかったために、また他者との基本的な信頼関係が形成されず、自分の内面にも信頼できるものを根付かせることができなかつたために、以上のような様々な気になる事象が噴出する。人が生存するために機能するアタッチメント行動であるが、それが満たされない子どもには想像を超える諸種の影響を与えることになる。その顕在化する場として、他者との交流・交感を必要条件とする学びの場である学校、学級がある（中尾、1999）。

#### 4. 子どもへの支援

前項では、不適切な養育環境にあり、養育者との愛着関係がうまく形成されなかつたために様々な問題事象が起きていることを紹介した。発達障害との関連も深い。どの学校の中にも同定される子どもが少なからずいるのが現状である。

愛着関係の問題が根底にあるので、家庭での生活や養育者の関わりが重要であることは間違いない。しかし、マルトリートメントの要因として先にも述べたが、子どもに限らず養育者自身が他者や地域・社会から十分に応援され、守られる安全・安心な生活環境がなければ、現代の子育ては非常に困難な状況にあると言えるだろう。不適切な養育環境を何とか改善したいと思っても、養育者自身が子育てを含め生活することに追い詰められていることで、やりなおす生きるエネルギーを奪われている現実もあるだろう。

このことから、保護者及び家庭支援は重要なポイントであるが、それは最小限にとどめ、別の機会に委ねることとする。ここでは学校が取り組む子どもへの支援を中心にその視点をまとめてみたい。

##### (1) 安全感と安全基地の形成

「ここでは自分の心身の安全が守られている」という



安全感を持てる環境、「ここだけは信じて大丈夫」と子どもが思える信頼関係・人間関係を保障していくこと。

虐待により脳が傷つけられていることがわかっている。たとえば、体罰による「前頭前野の萎縮」、暴言による「聴覚野の肥大」、DV目撃や性的マルトリートメントによる「視覚野の萎縮」などである。他にも「腹側線条体」「海馬」の働き等についても影響を与えることがわかっている(友田.2017)。どのような愛着関係を形成したかがその後の人生に大きな影響を与えることはこれまでも繰り返した述べてきたが、こうした脳へのダメージという形でアタッチメント障害の生物学的姿も明らかになっている。

しかし、脳の可塑性もまた事実である。特に子どもの脳は可塑性に満ちている。これまで獲得できなかった人間関係の絆(アタッチメント)を、学校、学級で教員と再形成できる可能性はいくらでもあるようだ。

そうは言っても決して容易な道ではない。アタッチメントに関わる問題は対人関係での土台が造られていないために、たとえ愛情を持って関わったとしても子どもから攻撃的に返してきたり、予想外の反応や無反応が返ってきたりして困惑するかもしれない。子どもが安全・安心を求めてくるのは、心をケアして欲しいとき、つまり心が弱っているとき、助けて欲しいときである。その弱った心、助けて欲しい心をストレートでわかりやすいHELPとして表現できず、イライラしたり、わがまましたり、どうしたらいいかわからず逃避や解離したりと不適切な言動に出してしまうのが常である。その際に、教員はその言動を「悪いことは悪い」という“矯正する指導”に進みやすいのが現実である。

前述した種々様々な問題事象があることを覚悟しつつ、それでもなお子どもと愛着関係が築けることを信じ、諦めずに関わってくれる教員がいることで子どもたちはどれほど救われるだろう。

## (2) 子どもの願いや思いに視点を当てる

先のように愛着形成ができていない場合、気持ちと矛盾した、あるいは解離した行動をとることは通常起きる。味方のように関わってくれる教員にも敵意さえ表す場合もある。例えば、友だちが欲しいという願いを、友だちを傷つける行動として表現することも日常である。そうした問題行動を表面的に捉えて謝らせるだけ(謝らないことも多々起きるが)にせず、その背後にある願いや思い、「つもり」をアドボケート(代弁)する関わりでその子も被害を受けた子も救われることになる。

また、周りの子どもたちへのネガティブな言動や反応により、周りから変な目で見られたり、攻撃や仲間はずしに遭ったりすることもめずらしくない。トラウマ的な体験がトラウマを再生産する悪循環である。

子どもが感じていることを一緒に感じ取ろうとする教員の「共感的な感受性」「共感的な応答能力」は試行錯誤の実践の中でこそ獲得できるものである。優れた教員は、このような試行錯誤を繰り返し、多くの失敗体験の中からも学んでいる。

例えば、「〇〇さんはこうしてほしいんだよね」「このことがいやだったんだよね」というような受容的・共感的な関わりやアドボケートは、たしかに的外れの場合も少なからずある。それでも教員が自分の気持ちを理解しようとしている姿勢は、子どもにとって安定した愛着関係を築く一歩になる。

## (3) 感情を適切に表現する方法を学ぶ

子どもたちが抱く見捨てられ感情や傷つき、そこから生じてくる怒りや憎しみなどの感情そのものは今、そうとしか感じられない感情として受容した上で、行動の選択においては感情を攻撃的に表現するのではなく、他者を傷つけない、そして、自分の人生を大切にす行動を選択することを要求し、そのための具体的なスキル(例:「自分の気持ちを言語化する。あるいは信頼できる人に話す、頼る」「その場を離れてクールダウンする」など)を教えていく必要がある。心理教育的指導として、アンガー・マネジメントやストレス・マネジメント、ソーシャルスキル・トレーニング等が参考になると思われる。学校は、子ども全員を対象とした予防的・開発的指導ができる唯一無二の場である。

## (4) 自己肯定感を取り戻していく援助

親子関係ばかりが愛着の回復を左右するわけではない。親子関係が絶望的な事例でも、学校において見事に回復することは少なからずある。そこでは、教員と子どもという関係を超越、人間対人間として深い信頼関係で結ばれることになる。そして、満たされた愛着機能を元に、探索機能を働かせつつ、子どもは学びに向かう力と自制心・自己肯定感をも回復していくことになる。問題行動やトラブルを起こして相手からかまってもらおうとする不安定な人間関係から脱し、周りから肯定されたい、承認されたいという願いや思いの中で「がんばる力」を育んでいくようになる。「現実の自分」と「こうありたい自

分」を近づけようとする教員の取り組みと子どもの姿から、これまでとは違う「もう一人の自分」の存在を自他共に認めることになる。

#### (5) 枠組みと秩序は大切に

許容範囲を超える危険な行動をする場合が相当数起こる。自分で自分が止められない状態なので、これに気づいたときにはすかさず止めることが必要になる。大きな制止の声をあげても、「あなたを守る」精神を見せなければならない。安全・安心できる生活を取り戻す安全基地には、枠組みや秩序も重要な要素になる。教員のネガティブな表情を見て、何かイヤなことを言われるのではないか、拘束されるのではないかと不安を持たせることはしない方がいい。例えば「よかった、ケガをしなくて（あるいは大したケガじゃなくて）」「よかった、ケガをさせなくて」など、誰も傷つかず（深い傷を負わず）安全だったことを一緒に喜ぶことが、安全感・安心感、居場所を感じさせることにつながる。その際、様々な言い聞かせや説教はなくてもいい。

#### (6) ストーリーテリングの取り組み

自分の生活体験を文脈化し、その中で自分の感情も含めてお話しできる力を育てていくことが重要である。安全・安心である安全基地の形成は、人間だけでなく哺乳動物一般に見られる子育ての土台と共通している。そして、探索行動の中で様々な知識やスキルを身につけて自立していくが、さらに人間は他にはない高度な能力を獲得していく。それが言語（社会化）であり、大脳新皮質の高度な発達である。気持ちや感情を言語化することにより、自分をも客観的に捉える力をつけていく。

まずは、子どもとの対話を始めたい。何でもない、さりげない会話や関わりができる関係性の中でこそ、子どもの心はケアされ、心の中に自分のペースで自分の感情を少しずつ言語化できる安心感と勇気が生まれる。そのことが、自分の傷つきや葛藤をすぐに行動化してしまうことを乗り越えていく力になっていく。

また、学校には周りに子どもたちがいる。遊びや一緒に活動する中で言語化は促進される。子どもとつながる、子どもをつなぐのは教員の役割であり、楽しみであろう。

#### (7) お互いのこころと身体を大切にす、相互尊敬の関係性の創造

自分の気持ちや感情、とくにネガティブな思いについ

て次第に話すようになってくると、時に聞いている者はそのネガティブさに圧倒され、引いてしまったり、マイナスの感情を抱いたりすることがある。しかし、ネガティブな感情を表現できることは大きな前進である。行動化や身体化ではなく、今まで解離して機能していなかった感情を司る大脳辺縁系と大脳の前頭前野がつながった証左ととらえたい。その際、自分はこう感じたというように、まっすぐに自分自身の感情を「私メッセージ」のかたちで非攻撃的に返していくことが重要になってくる。教員がモデリングの対象になれるはずである。

また、絵画や音楽、劇などの文化的活動、運動や身体活動などの体育的活動をはじめ様々な楽しい、創造的な活動を実践できるのは学校ならではと言える。絵画療法、音楽療法、サイコドラマ、運動療法などがあるように、いずれも学校教育の場が心理療法になる可能性を秘めている。

#### (8) 保護者との関係性をアセスメントし、「コンプリメント」で対応する

保護者から教員に子どものことについて「こういうことで困っている」などの問題表明がない場合に、学校から「お子さんのこういうところが気になっている」と伝えると失敗することが多い。この場合の教員と保護者は「ビジター・タイプ」（森ら、2002）の関係といい、保護者が子どもに問題を感じていないか、問題は感じているが解決してもらおうと期待していないか、少なくともあなたとは子どもの問題について話したいとは今は思っていない。ただ、この保護者も他の人には相談しているかもしれない。それが別の教員なら、その教員が当面の保護者との相談窓口に適している。

では、ビジター・タイプの関係の教員は、保護者に何も関わらないかというところではない。子どもの「問題」については話題にしないで、子どもの良さや成長とか、全くの雑談あるいは保護者の興味関心のあることを話題として会話をすればいい。その際、保護者との会話、面談はどんな関係でも「ねぎらう、ほめる、賛同する」（コンプリメント）がポイントとなる。子育てや教育、困った時の対処法など一緒に取り組みたい内容は多々あっても、保護者との信頼関係づくりこそが、心のケアの第一であることを銘記して関わりたい。

#### (9) 心の傷を発達的に乗り越えていける援助を

少々古い実践になるが、中尾(1991)は次のような事例

を紹介している。(個人が特定されない配慮をしている)

『お前が家にいても何の役にもたたん。お前のために使うお金がもったいない…』と、継父は家族を前にして直接カツヒコに言うらしい。母親は涙ながらにカツヒコと継父の悲惨な関係を話し出した。」これが、担任しているカツヒコの最初の家庭訪問の際に母親から聞いた話である。カツヒコはクラスの中で、「身辺整理が苦手で服装が不衛生」「忘れ物が多く授業中はボーッとしている」「掃除や当番をしない」「遊びのルールを守らない」「注意されるとパニックを起し、落ち着くまでに時間が相当かかる」「警戒心の強さが表情や目つきに表れている」「落ち着きがなく暴言や暴力が多発」「授業中はフードを被り爪かみや奇声を発する」…といったありとあらゆる被虐待児に見られる気になる状況が表面化していた。担任はそのことに触れることは差し控えた。すでに何年も前からこれらの状況は続いていたからだ。母親とは「交換ノート(カツヒコの自主学習ノートを利用)」で、三者(カツヒコ、母親、担任)の交流を始めた。継父は担任との連絡や面談は拒否しているので、手紙作戦を開始している(1年半が過ぎた頃に継父から初めての反応があったがここでは省略する)。

カツヒコは小高学年なのに、「1年生の漢字や2年生のかけ算九九も覚えてない」状態だった。担任はこの状況をカツヒコとつながるチャンスとした。授業中のサポートとともに、授業以外にも補習を開始した。その場面を「何人もの子どもたちが取り囲んで見守り」だし、「ときにはエールが飛び出したりした。できたときは、みんなの拍手喝采」が起こったりもした。これまで、カツヒコなんか迷惑な存在で学級に居ない方がいいと思っていた周りの子どもたちの変容が見られた。授業中に挙手して発言できるようなネタも教え、担任は楽しみながらカツヒコとの個別学習に取り組んだ。「一緒に遊べるような働きかけ」も学級リーダーの援助を得ながら行った。カツヒコのサポートをする仲間を、担任はサポートしながら、カツヒコの居場所づくりをしていった。継父とカツヒコは相変わらずの関係が続いたようだったが、母親は少しずつ精神的な安定を取り戻し、カツヒコとの日常会話とともに母子関係が回復し始めた。カツヒコは学校の中に安全・安心の居場所と出番を得ることで、これまでの気になる行動を取らずにすむようになっていった。

## 5. 学校の課題

これまでの学習指導要領の中に「心のケア」の記述は

ないが、まず「心身の健康の保持増進に関する教育」として、保健分野、特別活動で主に取り扱うようになっていく。取り扱う単位時間は短く、一人一人の心身の健康について十分ゆきとどいた指導までは望めないが、予防的・開発的教育支援として有効に活用できると思われる。

次に、「カウンセリング」についてである。「いじめ」、「不登校」とともに、「心のケア」に関するキーワードが今回の改定学習指導要領で初めて登場している。小学校、中学校、高等学校とも同様の内容である。中学校を例に下記に示そう(下線は筆者)。なお、校種を問わず一貫した表記にしたのも今回の特徴の一つでもある。

＜中学校学習指導要領 第1章総則第4の1(1)＞

学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること。

このように総則に明記したのは、学校の全ての活動の中にカウンセリング・マインドを入れる必要性を述べたと理解できる。実際に、解説書では以下の内容がある。

「学校は、生徒にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場  
でなければならない。生徒一人一人は興味や関心などが異なることを前提に、生徒が自分の特徴に気付き、よい所を伸ばし、自己肯定感をもちながら、日々の学校生活を送ることができるようにすることが重要である。」

小学校の解説書でも同種の内容がある。学校は子どもにとって「伸び伸びと過ごせる楽しい場」でなければならないとした解説は、中学校では初めてである(小学校は前回から引き継いでいる)。この考え方があれば、不登校の増加等、現状の学校課題は解決に向かうと期待できる。それほど重要なキープレーズだが、こう書かざるを得ない現状が特に今の学校にあるとも言える。

## 6. おわりに

重度の虐待を受けたとしても、その後の人生を豊かに過ごす人がいる。DSM-5でも「予後は養育環境の質によるようである」と締めくくっている。この場合の養育環境とは、家庭環境のみならず、子どもが生活する全ての場である。学校の担任や養護教諭など様々な教員は重要な養育環境である。周りの子どもたちも同様である。

## 子どもの心のケアにおける学校の可能性と課題

子どもは自分の悲しみや傷つきを受けとめ、聴きとってもらいながら、それらを癒していくだけでなく、先のカツヒコのように、子ども時代の発達の糧となる活動を周りの仲間と一緒に創造し、その中で自分の存在が教員や仲間から認められ、自己肯定感を取り戻すことができたとき、自らの悲しみと傷つきをも発達的に乗り越えていくのではないか。そのような「ケアと自治」の世界を子どもたちと一緒に創造していくことこそが、学校の最大のミッションなのではないだろうか。

教員に今以上の働きや負担を強いることは現実的でないにしても、学校こそが心のケアのプラットホームである。子どもはもちろん、教員を含めてケアを必要とする者同士がケアし合う関係の中でこそ、主体性と自己実現を得ることができると思われる。教員が教員としての十分な働きができるシステムを作るとともに、社会が子どもを守るためにそこに生きる家庭や学校等を支援するシステムが是非とも必要である。

### 引用文献

- American Psychiatric Association :高橋三郎, 大野裕, 染谷俊幸監訳(2002)「DSM-IV-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル」医学書院
- American Psychiatric Association :高橋三郎, 大野裕監訳(2014)「DSM-5精神疾患の診断・統計マニュアル」医学書院
- 岡田尊司(2011)「愛着障害—子ども時代を引きずる人々」光文社新書
- 岡田尊司(2016)「愛着障害の克服～『愛着アプローチ』で、人は変わる」光文社新書
- 岡田尊司(2018)「愛着アプローチ 医学モデルを超える新しい回復法」角川選書
- 工藤晋平(2020)「支援のための臨床的アタッチメント論—『安心感のケア』に向けて—」ミネルヴァ書房
- 公益財団法人日本学校保健会(2018)「保健室利用状況に関する調査報告書 平成28年度調査結果」
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長(2018)「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」
- 厚生労働省(2019a)「平成30年度児童相談所での児童虐待対応件数」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000190801\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000190801_00001.html)
- 厚生労働省(2019b)「国民生活基礎調査」  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21kekka.html>
- 厚生労働省(2020a)「体罰等によらない子育てのために～みんなが育児を支える社会に～」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>
- 厚生労働省(2020b)「平成30年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
- 国立教育政策研究所.OECD 生徒の学習到達度調査(PISA).  
[https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/2018/03\\_result.pdf](https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/2018/03_result.pdf)
- 国立教育政策研究所.平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査報告書・調査結果資料.  
<https://www.nier.go.jp/19chousakekkahoukouku/index.html>
- 中央教育審議会答申(2008)「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」
- 友田明美(2017)「子どもの脳を傷つける親たち」NHK出版
- 中尾正彦(1991)「学力を高める楽しい学級の指導実践選書 ①問題をもった子どもの家庭指導」坂本光男編. 福教社
- 中尾正彦(1995)福岡県生活指導研究協議会. 第31回研究大会要録. PP. 17-20
- 中尾正彦(1999)福岡県生活指導研究協議会 第35回研究大会要録. Pp42-47
- 前川あさ美(2004)「傷つきへの心理的援助—学校にできること」ほんの森出版
- 森俊夫・黒沢幸子(2002)「解決志向ブリーフセラピー」ほんの森出版
- 文部科学省(2007)「養護教諭のための児童虐待対応の手引」文部科学書(2009)「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」
- 文部科学省(2010)「子どもの心のケアのために—災害や事件・事故発生時を中心に—」
- 文部科学省初等中等教育局児童生徒課(2020)令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm)
- 山下洋(2019)「アタッチメントの精神医学 愛着障害と拇指臨床」. 日本評論社

The potential and limitations of schools  
in children's mental health care  
— Focusing on child maltreatment —

NAKAO Masahiko